

平成20年6月4日

会員 各位

社団法人 日本病院薬剤師会

第43回ASHPミッドイヤー臨床薬学会議参加助成について

標記会議は、Orlandoにおいて平成20年12月7日(日)から11日(木)の日程で開催されます。本会では、日病薬助成規定細則Ⅱ第3条(3)に基づき、参加者2名以内について旅費等を助成いたしますのでご案内申し上げます。

なお、応募条件は次のとおりとなっております。

- ① 当該年の4月1日で40歳以下の本会会員であること。
- ② ASHPミッドイヤー臨床薬学会議における発表(ポスター可)を受理された者
- ③ 帰国後、参加記(500字詰6枚程度)を翌年1月20日(火)までに日本病院薬剤師会雑誌に投稿すること。
- ④ 過去に本会より国外の学会等への参加助成を受けていないこと。

参加助成の希望者は、学会発表のアブストラクト、所定の履歴書と上司の推薦状を添えて平成20年9月26日(金)までに本会事務局宛に提出して下さい。

本助成制度は、新進気鋭の病院薬剤師の学識向上を目的としておりますので、大病院だけでなく中小病院からの多数の応募を期待しております。なお、大学教員職の方は応募をなるべくお控え下さるようお願いいたします。

参加助成者の決定は、国際交流委員会の審査を経て会長が行います。

《応募先》 〒150-0002

東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会長井記念館8階

社団法人 日本病院薬剤師会 総務課

TEL 03-3406-0485

履 歴 書

平成 年 月 日作成

氏 名	フリガナ			
	漢 字	印		
	ローマ字			
生 年 月 日	昭和 年 月 日生（作成日現在 歳）			
本 籍 地		性別	男・女（該当する方に○）	
学 歴				
職 歴				
当協会以外に海外への派遣申請をしている場合	有 ・ 無	有りの場合はその申請先の名称及び選考時期		

社団法人日本病院薬剤師会助成規程細則Ⅱ

第 1 条 国際学会の助成については、社団法人日本病院薬剤師会助成規程によるもののほか、本細則Ⅱ（以下、国際学会参加助成制度という）の規定による。

（目的）

第 2 条 国際学会参加助成制度は、本会が役員又は会員に対し国外で開催される学術的な学会（以下学会等）への参加助成をする場合の対象、参加助成人数及び旅費等に関する事項を定める。

2 学会等への参加助成に対する旅費は日本病院薬剤師会旅費規程に関わらず本細則Ⅱによる。

（対象学会）

第 3 条 参加助成対象学会等は次のとおりとする。

ただし、当該学会において発表する場合の演題及び内容は、原則として、本会事業に関する事項又は我が国全体を視野に入れた薬剤業務・医療薬学分野に関連する事項とする。

- (1) 国際薬剤師・薬学会議（F I P）
- (2) アジア薬剤師連合（F A P A）学術大会
- (3) ASHPミッドイヤー臨床薬学会議
- (4) パンパシフィックカンファレンス
- (5) その他会長が認めた学会等

（参加助成者及び人数）

第 4 条 参加助成者は次のとおりとする。

- (1) 第3条の学会等より、本会に参加要請があり、国際交流委員会から推薦され会長が認めた者。
- (2) 次の条件を満たし、本会から参加助成について申請があり、国際交流委員会の審査を経て会長が認めた者。
 - ①当該学会等において演者（特別講演、シンポジウム等）であること。
 - ②帰国後日本病院薬剤師会雑誌（以下、日病薬誌という）に投稿すること。
 - ③過去に本会より国外の学会等への出席に対し参加助成していないこと。
- (3) 次の条件を満たすASHPミッドイヤー臨床薬学会議の演者で、所定の手続きに従って応募があり、国際交流委員会の選考を経て会長が認めた者。
 - ①当該年度の4月1日現在、原則として40歳以下であること。
 - ②帰国後日病薬誌に投稿すること。

(4) 本会の当該年度の事業を遂行する上で、会長が特に必要と認めた者。

- 2 会長は参加助成者について理事会又は常務理事会に報告する。
- 3 参加助成人数は各学会等2名以内、年間参加助成総数5名以内を原則とする。
- 4 国際交流委員会委員長は参加助成予定学会等及び参加助成人数を当該年度予算案作成前に会長に提出する。

（旅費等）

第 5 条 参加助成者には旅費及び学会登録料の一部を支給する。

- 2 旅費は交通費及び宿泊費とする。

但し、交通費はエコノミー航空運賃とする。

3 交通費、宿泊費は実費とする。

4 宿泊料は学会等開催期間内の実宿泊日数分とする。

5 学会登録料は2万円を限度として実費を支給する。

(旅費等の申請)

第6条 第4条第1項(1)、(2)及び(4)の参加助成者は、交通費及び宿泊費の見積もり及び学会登録料を証明する書類に旅行行程の概略を添えて旅費等を申請する。

但し、本会企画の団体旅行に参加する場合は、参加を証明する書類及び学会登録料を証明する書類で申請することができる。

2 第4条第1項(3)の参加助成者は、帰国後、交通費、宿泊費及び学会登録料の領収書の写しを添えて旅費を申請する。

(改廃)

第7条 本細則Ⅱの改廃は理事会において行うことができる。

附則 本細則Ⅱは平成16年2月7日より実施する。

本細則Ⅱの実施により、「国際学会参加助成規程」(平成13年3月17日)は廃止する。